

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【公開番号】特開2011-4665(P2011-4665A)

【公開日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【年通号数】公開・登録公報2011-002

【出願番号】特願2009-151726(P2009-151726)

【国際特許分類】

A 01K 67/027 (2006.01)

【F I】

A 01K 67/027

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月10日(2012.4.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0067

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0067】

ケン化度99.0%以上といった高ケン化度のPVA粒子は、得られるPVA粒子の特性やPVA粒子内部に取り込まれる流動パラフィンによる生体への毒性を低減させるという安全性上の目的より、2段階のケン化反応により製造することが好ましい。1次ケン化では、ケン化度75~90モル%となるまでケン化反応を行った後、反応スラリーより粒子を遠心分離器装置等の固液分離装置や実験室的にはアドバンテック濾紙No.2またはNo.63による濾過により分離し、必要に応じてメタノール、酢酸メチル、酢酸エチル、酢酸メチル/メタノール混合物などの適当な溶剤あるいは混合溶剤で洗浄を行い、1次ケン化粒子を得る。つづいて、得られた1次ケン化粒子を、メタノール、エタノール等のアルコール系溶媒中に分散させて、ケン化反応の追い込みを行う。所望のケン化度が達成できたところで、反応を終了させ、1次ケン化における粒子の回収と同様の方法により、本発明のPVA粒子(2次ケン化粒子)を得る。その後、必要に応じて生理食塩水やエタノール等のアルコールにて洗浄を行なう。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0097

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0097】

得られたパール状PVA樹脂のケン化度は99.7モル%であり、平均重合度は500であった。また、1,2-ジオール構造単位の含有量は<sup>1</sup>H-NMR(内部標準物質:テトラメチルシラン)で測定して算出したところ、0.49モル%であった。なおかかるPVA樹脂の曇点は100以上であった。

上記の粒子を120×30分熱処理し、パール状PVA粒子を得た。かかるパール状PVA粒子の結晶化度(DSC法)は約62%であり、水に対する溶解性(残存率)は31.4%であった。